

# ウッドショック下の請負契約

杉田 敬光 弁護士 (青葉総合法律事務所)

請負契約後の木材不足・高騰について、請負人としてどう対処するか。対抗策はあるのか。8月の仕事対策部会の中で杉田敬光(たかみつ)弁護士より講演がありました。その内容の一部をご紹介します(文責・見出し共に編集部)



杉田 敬光 弁護士

## 木材調達困難の不利は

### すべて請負人の責任か

ウッドショックに対する対応というのは難しい問題を含んでいます。木材調達困難を理由とした工事内容の変更・工期の延長、請負代金の増額などは、既に契約済みの場合は相手方が変更し合意しなければ、成立しません。ただ、注文主さんから見れば一度約束した内容を自分にとって不利な方向で改めて合意をしなければならぬということ

なので、そう簡単にはいきません。では、コロナ禍によって発生した資材の不足、資材の高騰といったウッドショックのデメリットを請負人、下請がすべて背負わなければいけないのでしょうか。弁護士によっても解釈が分かれる部分もあり、非常に難しい「お題」と言えますが、色々と考えながらお話をしたいと思います。

国土交通省から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う建設工事等の対応(概要)」が出されています。この中で民間工事における一時中止等の対応について、「…新型コロナの影響により工事が施工できなくなる場合は、(中略)不可抗力によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議して決める」とあり、下請は工期の延長を請求でき、増加する費用については協議をして決めるということになります。

### ウッドショックは不可抗力か

そして法的な観点からは、一般的に広く使用されている建設工事標準請負契約約款にある「不可抗力」という文言に、いわゆるウッドショックという現象が該当するかどうかということがクローズアップされています。

## 完成不能になった工事も 出来高部分は報酬が発生

裁判例からも見てみましょう。正当な理由がある時の工期の変更が認められるとする

契約条項に関して「正当な理由とは…(中略)、天災などの自然的条件の他、予期できない品不足などの経済現象の異常な変化があり代替策を取ることができなかった場合等の不可抗力も、かかる理由に当たると解される」という東京地裁の裁判例も出ています(平成28年4月7日判決)。

この裁判例からいうと今回のウッドショックも「不可抗力」であるという解釈が可能です。また、建設工事が完成不能となった場合の請負代金請求について、最高裁判所の判決(昭和56年2月17日判決)では「…工事請負契約につき工



8月27日の午前中、オンラインにて実施

立てば、少なくとも全面的に請負側ですべて負担しなければならぬ状況は回避できると、私は解釈をしています。また、民間建設工事標準請負契約約款の30条にも「工事又は工期の変更等」について書か

いうような条項も設けられています。この「不可抗力」であるか「その他正当な理由」がある時、ここに何らかの形で該当するという主張が成り

立っており、「受注者は…不可抗力、…その他正当な理由があるときは発注者に対して…工期の延長請求することができる」と定められています。

事全体が未完成の間に注文者と請負人の債務不履行を理由に契約を解除する場合において…(中略)特段の事情のない限り施工部分については契約を解除することができず、ただ未施工部分について契約の一部を解除することができ

るにすぎないものとするのが相当である」とあります。要するに、出来高として、やっ

### 必ずしも 不利とはならず

まとめとして、工事内容の変更、工期の延長などの合意を注文主と交わせないなど、仮に法的紛争に発展しても、請負人に必ずしも不利な判断がされるとは限らないと言えます。ただ、可能な限り、契約締結時にウッドショックを想定した具体的な規定を盛り込んでおく、または、別途特約合意書を作成しておく必要性が高いと言えるでしょう。

## 民間(七会)連合協定工事請負契約約款

28条 工事の変更、工期の変更 (4) 受注者は、発注者に対して、この工事の内容の変更(施工方法等を含む。)及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができる。この場合、発注者は、その書面による承諾によりこの工事の内容を変更することができる。

(6) 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、この工事への追加又は変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

## 民間建設工事標準請負契約約款

(工事又は工期の変更等) 第三十条 5 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更、不可抗力、関連工事の調整、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

## (請負代金額の変更) 第三十一条

発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 二 工期の変更があったとき。
- 七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

## みんな 支配者の民草

塗装・諸星武司

義兄は、旧国鉄の汐留自動車工場に勤務していました。そして、インパール作戦に、兵隊でなく、軍属で召集されました。幸いにも無事、帰国してきました。当時私達は、小学3、4年。居合わせた、母や下の姉達が、嬉し泣きをしていました。義兄は帰国後、マラリア熱を発熱し、床に臥して

いました。その後、回復し、旧国鉄の車両工場に復職して貨車大工として、生涯を閉じました。

敗戦後、姉達から空襲の恐ろしさをよく聞かされました。懇意にしていた隣のおじさん達は、空襲警報が解除されても、戻ってきませんでした。多摩川の土手のどこかで機銃掃射を浴び、絶命したのでしょう。生きとし生ける者、戦中は時の支配者の民草でしかありませんでした。戦後76年、国民主権、戦争放棄の新憲法を蔑にする政治勢力は隠然として存在しています。私は85歳の高齢です。命ある限り、「平和は命」と叫び続けねばと思っています。(多摩・稲城)



## 建設労組の 平和活動

塗装・林幸樹 「大いなる力には大いなる責任が伴う。アタコミ『スパイダーマン』の中の有名な言葉です。組合員の中には「建設労働組合がなぜ平和活動をするのか」と疑問を持つ方もいるかもしれません。まず考えてほしいのは、

国家が臨戦態勢になったら建設労働者も含めすべての一般国民が様々な形で戦争に加担する状況になるということ。そして、その労働者たちの安全安心な生活を守るために生まれた建設労働者の組合は、連帯していくことで今や大きな発言力

を持つ組織になりました。その力には当然、大きな責任が伴います。その責任の根幹は「一人一人の命を守る」であり、殺人や略奪を手段とする戦争には断固反対なのは当然です。組合の「大いなる力」は組合員の力の結集です。組合費で団体の財政を支える組合員は、加入しているだけで、ある意味、平和活動を含めあらゆる運動に参加していると言えます。同時に各組合員にも責任が生じます。団体の「大いなる力」が「大いなる責任」を持つて正しい方向に使われているかどうか、組合の活動に大いなる関心を持ってほしいと思います。(墨田)